

## ■イメージ組み込み可能な箇所

イメージ組み込みが可能な箇所は、XML系書類とSGML系書類によって異なります。

### ●XML系の場合

次の書類中の、指定された項目の項目内容にのみ、イメージを組み込むことができます。

請求項 化 数 表	1) 請求の範囲の【請求項n】【化n】【数n】【表n】 ※【化n】【数n】【表n】については、1項目に対しイメージは1つのみ
段落番号 化 数 表	2) 新様式の明細書の【0001】【化n】【数n】【表n】 ※【化n】【数n】【表n】については、1項目に対しイメージは1つのみ ※旧様式の明細書の補正の場合は、明細書内のどこにでもイメージを組み込むことができます。
配列表	3) 配列表 (HTML) の内容
要約書	4) 要約書の内容
図	5) 図面の【図n】 ※1項目に対しイメージは1つのみ
段落	6) 外国語特許請求の範囲、外国語明細書、外国語図面、外国語要約書の内容
意見の内容(1)	7) 誤訳訂正書の【訂正の理由等】 8) 意見書の【意見の内容】 上申書の【上申の内容】 弁明書の【弁明の内容】 早期審査に関する事情説明書の【早期審査に関する事情説明】 早期審査に関する事情説明補充書の【補充の内容】 優先審査に関する事情説明書の【実施の状況等】 実用新案技術評価請求書の【請求人の意見】 回復理由書の【回復の理由】
意見の内容(2)	9) 陳述書の【追加手数料異議の申立ての理由】 答弁書の【答弁の内容】
添付物件(1)	10) 添付物件の【内容】 ※添付物件が付けられるのは、以下の書類のみです。 ・誤訳訂正書の「訂正の理由の説明に必要な資料」など ・早期審査に関する事情説明書の「出願書類願書の写し」など ・早期審査に関する事情説明補充書の「出願書類願書の写し」など ・特許協力条約第19条補正の写し提出書の「条約第19条補正の写し」 ・特許協力条約第34条補正の写し提出書の「条約第34条補正の写し」 ・刊行物等提出書

添付物件(2)	<p>11) 添付物件の【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）</li> <li>・ 手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）</li> <li>・ 手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）</li> <li>・ 名義変更届</li> <li>・ 手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）</li> <li>・ 手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）</li> <li>・ 答弁書</li> <li>・ 請求の範囲の減縮書</li> <li>・ 請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書</li> <li>・ 手数料補正書</li> </ul>
補正の内容	<p>12) 手続補正書、手続補正書（方式）、特許協力条約第 1 9 条補正の翻訳文提出書、特許協力条約第 3 4 条補正の翻訳文提出書で、上記の箇所を補正する場合の【補正の内容】</p> <p>13) 手続補正書、手続補正書（方式）で、審判系書類の記部を補正する場合（例：【手続の経緯】など）</p> <p>14) 誤訳訂正書で、上記書類を補正する場合の【訂正の内容】  ※ 意見の内容(2)、添付物件(2)は補正できません。</p>
証明に係る事項	<p>15) 証明請求書の【証明に係る事項】  ※ 請求書類です。</p>

《参考》 図番号には、枝番をふることもできます。枝番には、英数字と、「.(ピリオド)」、「()」、「- (ハイフン)」の 4 つの記号の組み合わせが可能です。  
枝番は【図】【表】【化】【数】に可能です。

●SGML 系の場合

次の項目の項目内容にのみ、イメージを組み込むことができます。

標準項目名	書類中の特定項目の項目内容
商標登録を受けようとする商標	商標登録願の【商標登録を受けようとする商標】 団体商標登録願の【商標登録を受けようとする商標】 地域団体商標登録願の【商標登録を受けようとする商標】 防護標章登録願の【防護標章登録を受けようとする標章】
意見の内容	意見書の【意見の内容】 弁明書の【弁明の内容】 上申書の【上申の内容】 早期審査に関する事情説明書の【早期審査に関する事情説明】 早期審査に関する事情説明補充書の【補充の内容】 回復理由書の【回復の理由】
記部の記事 (項目名不定)	審判系書類の【請求の理由】等
図面 (項目名不定)	意匠登録願の【〇〇図】 意匠登録願（複数）の【〇〇図】 類似意匠登録願の【〇〇図】 ※1項目に対し、イメージは1つのみ
図面代用写真 (項目名不定)	意匠登録願の【〇〇図】 意匠登録願（複数）の【〇〇図】 類似意匠登録願の【〇〇図】 ※1項目に対し、イメージは1つのみ
説明図	特徴記載書の【説明図】 ※イメージは1つのみ
補正の内容	手続補正書、手続補正書（方式）で、上記の箇所を補正する場合の【補正の内容】 手続補正書（複数）で、意匠登録願（複数）の【〇〇図】を補正する場合の【補正の内容】
添付物件	全書類の添付物件の【内容】
証明に係る事項	証明請求書の【証明に係る事項】 本国登録証明請求書の【証明に係る他の事項】